

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

Sept, 2008

なごみ便り

www.101dog.co.jp

リース会計とリースの税務処理が変わります！

リース会計基準の適用会社

上場企業などの金融商品取引法適用会社

資本金 5 億円以上または負債 200 億円以上の大会社

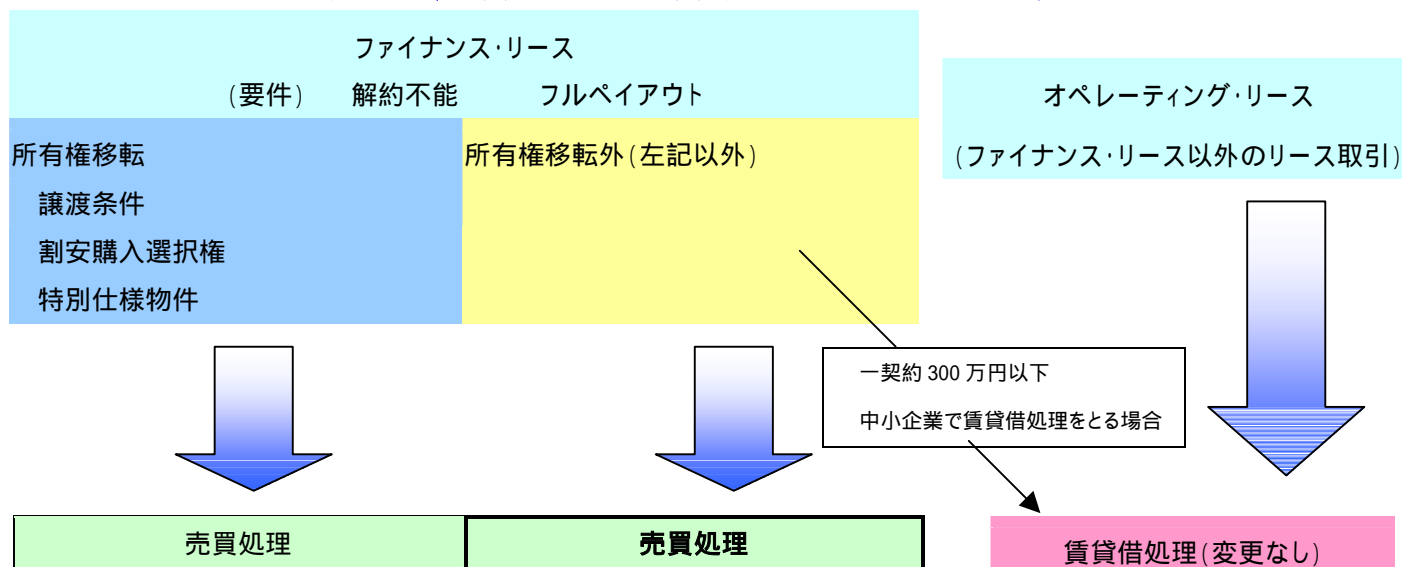
上記会社の子会社、関連会社で連結決算対象会社

中小企業の取扱い

中小企業の会計に関する指針が適用されます。

によると所有権移転外ファイナンスリース取引は売買処理することとされていますが、**賃貸借処理(オフバランス)も認められます。**(この場合未経過リース料の注記が必要です。ただし、重要性がないリース取引については注記も省略できます。)

～今回の改正により、売買処理にするか賃貸借処理にするかは次のように分類されます～



ノンキャンセルブルとは・・・法形式上は解約可能であっても実質的には中途解約禁止の条項が付されている契約や、リース取引を継続することを実質的に強制されているものも含まれます。

フルペイアウトとは・・・賃借人がその資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担することです。

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

リース税務

< 改正前 (平成 20.3.31 以前に締結したリース契約) >

・ファイナンスリース	所有権移転ファイナンスリース取引	売買処理
	所有権移転外ファイナンスリース取引	賃貸借処理
・オペレーティングリース		賃貸借処理

< 改正後 (平成 20.4.1 以降に締結したリース契約) >

・ファイナンスリース	所有権移転ファイナンスリース取引	売買処理
	所有権移転外ファイナンスリース取引	売買処理

注：(会計処理で賃貸借処理を採用している場合には、賃借料を減価償却費とみなして処理をすることとなります。よって申告時に税務調整は特段必要ありません。)

・オペレーティングリース		賃貸借取引
--------------	--	-------

消費税の実務

今回の税制改正により、所有権移転外ファイナンス・リース取引は売買取引とみなされることになりましたので、消費税法上も法人税同様の売買に準じた取扱いとなります。例えば、賃借人は原則としてリース料総額に係る消費税をリース資産の引渡時に仕入税額控除することができますので、所有権移転ファイナンス・リース取引と同様の取扱いになります。

ファイナンス・リース取引が改正リース会計基準において例外的に賃貸借取引とすることが認められる場合でも、**消費税法上はリース資産の引渡時に資産の譲渡があったものとみなします。**

そのため、リース契約を開始した課税期間に、リース料の総額が課税仕入れとなりますので注意してください。

(事例) 賃貸借処理した場合の課税仕入れの時期			
リース期間5年、リース料総額 525(税込)で、機械装置を所有権移転外ファイナンス・リースにより導入。			
会計	リース契約締結時	(借方) 仮払消費税等 25	(貸方) 未払金 25
	リース料支払時	(借方) リース料 100	(貸方) 現金預金 105
		未払金 5	
消費税	リース契約締結時	仕入税額控除の金額	525

文章担当(成瀬 生田)

～ 利益UP大作戦！！～

「売上、利益をぐんぐん伸ばしたい」、「資金繰りをスムーズにしたい」、「金融機関からの評価をUPさせたい」、こんなポジティブな考えをお持ちの方！！

経営計画や戦略目標を立て、進むべき道を明確にすることをお勧めいたします！我々はそれらのお手伝いをさせていただきます。ぜひご相談ください！！

詳しくは『株式会社 和』までお問い合わせください。 TEL .06-6944-4117